

8 利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割～3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問型サービス（介護予防訪問介護相当）の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担
訪問型独自サービス21	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	2,870円	10%～30%
訪問型独自サービス22	生活援助が中心である場合 20分以上45分未満	1,790円	
訪問型独自サービス23	生活援助が中心である場合 45分以上	2,200円	

(注) 上記の基本利用料は、陸前高田市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	10%～30%
・介護職員処遇改善加算 (V4)	当該加算の算定要件を満たす場合	18.7%	

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情があり場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の 30%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の 50%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料は不要です。